

## 川口市戸塚環境センター施設整備基本構想（案）に対するパブリックコメントの結果について

- 1 意見募集期間 平成29年1月10日（火）から平成29年2月8日（水）まで
- 2 意見提出者数 2名
- 3 意見件数 13件
- 4 意見内容 下記のとおり

No.	該当箇所	ご意見	回答
1	本編1頁 第1章 第1節 1-2	<p>本構想は、新施設を整備するための<del>将来の姿を見定め、国の定める</del> <u>方向性、上位にある川口市総合計画、関連計画等との整合性を踏まえ</u> <u>たごみ処理の在り方、基本的な考え方や課題を整理し、・・・</u> (下線部：追記、二重線部：削除)</p> <p>[理由] 行政にとっては、立て替え、新設など大規模な施設を計画するタイミングで、基本に立ち返ってその業務（今回は「ごみ処理をどうするか」）を見直す最大唯一の機会であり、おろそかにしては市民サービスに資することは出来ません。 少なくとも20年以上のスパンで、その業務が現状のままで良いのか、又は、他環境部での条例・計画・提言を真摯に受け止め、且つ、国の定める方向性や、上位計画にある総合計画、関連緒計画との整合性を踏まえ、何らかの「策」を講じなければならないのか、きっちりと整理し検討する姿勢がもっとも重要と考えます。 ごみ処理の基本は、コストをある程度目をつぶっても政策的に実施しなければならない部分と、コスト（費用対効果）を見定めて実施運営しなければならない部分のバランスにあると思います。 今回の（案）と審議会の議事録から見えてくるのは、「燃やすごみを減らしてどうか」「リサイクル率を向上させる施策があるのか」等の委員の質問に対しての事務局の返答の中身が非常に乏しいことにあります。これでは、特に、主婦目線や、一般生活者として参加している委員を始め他の委員に対し不誠実であります。特に、「今回で結論を出して下さい」との無茶振りを求めるは如何なものかと思えます。</p>	<p>川口市戸塚環境センター施設整備基本構想（以下「本構想」といいます。）は、国の基本方針や本市の各種計画等との整合性を図り検討を進めており、本構想と関連する主な計画等を「本編2頁の第1章第2節図1-1本構想の位置付け」に図示しました。</p> <p>しかし、その他の関連計画等について考慮することが明確にされていないため、ご指摘の事項を踏まえ、次のとおり表記を修正します。</p> <p>なお、ごみ処理の在り方は、上位計画である第6次一般廃棄物処理基本計画の改訂時に検討する内容と考えています。</p> <p>【修正前】 (本編2頁 第2節 1～2行目) 本構想は、「第6次川口市一般廃棄物</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
		<p>それは、「ごみの分別」の議論がなく、現状の分別体制ありきで議論が進行していることにあります。</p> <p>仮に生ごみだけを想定しても、分別が図られれば焼却物の量が30%強の減少となります。結果、①焼却灰が減少します。②CO<sub>2</sub>削減が図れます。③助燃コストの低減となります。④分別されるとエネルギー変換され、市独自のエネルギー源として災害対策としても活用されます。⑤全体としてごみ処理コストも減少傾向になるもの予測されます。</p> <p>無論課題もあります。最大の事柄は、「市民が分別に協力してくれるだろうか」となりますが、先進事例の市町村では、「約1～1.5年の時間を掛け説明、協力依頼をすることにより、想定以上の成果でした」との事でした。(電話や、講演でのヒヤリング)川口市は、かつて「分別の川口方式」として日本全国にその名を轟かせた大いなる実績があります。</p> <p>以上の事も充分踏まえ、現状の回収システムを是とするか、否とするかを川口市として20年以上先もこれで良いのかを議論なくして、当計画を論じられないと思います。</p> <p>すなわち、当審議会は、単に戸塚環境センターの設備のみを検討するのではなく、環境部(環境総務課、地球温暖化対策室、廃棄物対策課、環境保全課)や、みどり課、公園課、グリーンセンター等との充分なる連携の上で、求められる課題と現実との整合性を図る等を議論されるべきであります、それが見えません。</p> <p>◎国の考え方(当案の17～18頁)</p> <p>廃棄物処理基本計画(H28.01改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢資源循環型社会の実現</li> <li>➢循環型社会への転換</li> <li>➢再使用、再生利用、熱回収の順に出来る限りの循環的な利用</li> <li>➢エネルギー源としての廃棄物の有効利用を含め、循環共生型の地域社会の構築</li> <li>➢効率的な廃棄物系バイオマスの利活用</li> <li>➢低炭素な再生技術や廃棄物からのエネルギー回収の高効率化</li> <li>➢地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みも</li> </ul>	<p>処理基本計画(以下「一般廃棄物処理基本計画」という。))を上位計画として策定します。</p> <p><b>【修正後】</b></p> <p>(本編2頁 第2節 1～2行目)</p> <p>本構想は、「第5次川口市総合計画」、「第6次川口市一般廃棄物処理基本計画(以下「一般廃棄物処理基本計画」という。))」、その他関連計画等との整合性を図り策定します。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
		<p>配慮した廃棄物処理施設の整備</p> <p>◎川口市第5次総合計画 2. 環境の保全と創造 さらなる温室効果ガスの排出抑制が求められています。(068 頁) 目標指標 市域の温室効果ガスの排出量(069 頁) 現状 (H24) 2,701.3 千 t-co2 目標値 (H32) 1,798 千 t-co2</p> <p>3. 廃棄物の減容化・再資源化 焼却処理されている一般ごみの中には分別して出されれば再資源化できるものがふくまれています。(070 頁) 焼却処理によって生じた残さは、可能な限り削減に努め、環境負荷の低減を図ることが重要です。(070 頁) 再資源化を推進するためには、ごみの分け方と出し方を守る事が基本となるため、地域の実情に即した啓発活動に積極的に取り組みます。(071 頁)</p> <p>◎第2次川口市環境基本計画 環境保全施策の体系 (16 頁) 環境の保全・創造 —1 地球環境に配慮した暮らしを实践するまち —1 地球環境にやさしい、低炭素なまちにします</p> <p>環境の保全・創造 —4 限りある資源を有効に利用し循環型社会を形成するまち —7 ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用をすすめます</p> <p>◎第4次川口市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 第4次川口市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) では、「平成28年4月から平成33年3月までの5年間を計画期間とするもので市は、市内において、温室効果ガスの排出量が比較的大きい事業所の一つです。市が、自らの事務および事業に基づき排出する温室効果ガスを率先して抑制することで、市域全体における温室</p>	

No.	該当箇所	ご意見	回答
		<p>効果ガス排出量の削減を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的として策定するものです。」としております。</p> <p>第2章</p> <p>1 温室効果ガス排出量の推移(H26) (06頁)</p> <p>一般排出量 37,152t-CO<sub>2</sub></p> <p>ごみ焼却排出量 90,788t-CO<sub>2</sub> <u>一般排出量の2.4倍</u></p> <p>1-(2)ごみ焼却排出量 (08頁)</p> <p>その他ごみ焼却 2,721t-CO<sub>2</sub></p> <p>プラスチック類焼却 88,067t-CO<sub>2</sub> <u>ごみ焼却排出量の97%</u></p> <p>焼却時に多くの温室効果ガスを排出するプラスチック類の含有割合の改善には、ごみの排出者である市民や事業者の協力が不可欠です。</p> <p>2 温室効果ガス排出量削減目標 (12頁)</p> <p>平成26年度を基準年度とし、平成32年度末までに、温室効果ガス排出量を13%以上削減することを目指します。</p> <p>市は、施設の省エネルギー化など、可能な限りの環境負荷低減策に努めることで、国が掲げた目標に準拠し、市域の一事業所として、自らが排出する温室効果ガスの削減に取り組めます。</p> <p>第3章</p> <p>2 ごみ焼却排出量削減の取り組み</p> <p>※残念ながらここでは、ごみ分別による焼却排出量削減の計画は記されて下りません。しかし、第2章での取り組み方針からは踏み込んだ記述として「市民や事業者の協力が不可欠です」とした課題を示されています。</p> <p>◎第6次川口市一般廃棄物処理基本計画</p> <p>1 関連法令</p> <p>(4)川口市廃棄物の減量および適正処理に関する条例 (21頁)</p>	

No.	該当箇所	ご意見	回答
		<p>本条例は、廃棄物の発生を抑制し、および再生利用を促進することにより廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することによって、生活環境の保全および公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的としている。</p> <p>12 課題の整理 (61～62 頁)</p> <p>課題 2 ごみの再資源化を推進する</p> <p>川口市の平成 22 年 (2010 年) 度のリサイクル率 24.5 % は、国平均を 3.7 ポイント、埼玉県平均を 0.3 ポイント上回っており、類似団体平均の 19.4% を上回っています。しかしながら、改訂前の計画におけるリサイクル目標 (中間目標の平成 23 年 (2011 年) 度 : 30.5%) を達成していないことから、今後もさらなるリサイクルを進め、貴重な資源の有効活用を図る取り組みが必要です。</p> <p>課題 3 分別の徹底を推進する</p> <p>ごみ排出量のうち 78.6% を一般ごみが占めています。一般ごみの内、戸塚環境センターでは、紙類が 39.5%、プラスチック類が 21.2%、繊維類が 7.0%、を占め、朝日環境センターでは、紙類が 43.3%、プラスチック類が 23.5%、繊維類が 6.9% を占めています。このことから、リサイクル可能な資源物が一般ごみに混入していることがわかります。排出段階における資源とごみの分別徹底を推進し、リサイクル率の向上および最終処分量の削減を推進する必要があります。</p> <p>課題 6 処分量の削減を推進する</p> <p>市内に最終処分場を有していないことから、焼却主灰および焼却飛灰等の処分は市外の県営および民間の最終処分場で行っています。ごみの減量化、再資源化を推進し、最終処分量を削減する必要があります。</p> <p>課題 7 処理経費の削減</p> <p>川口市の 1 人当たり処理経費 (処理および維持管理費) は、12.8 千円で類似団体の平均値 10.6 千円を上回っています。</p>	

No.	該当箇所	ご意見	回答
		<p>このため、ごみ処理経費の削減のための取り組みを実施していく必要があります。</p> <p>※上記課題に対して、施策（取組(1)～(26)）が示されていますが、残念ながら有効手段（ごみ類の非燃焼化、それによるリサイクル化）は示されておられません。</p> <p>◎川口市エコリサイクル推進委員会（H24.7） 「循環型社会を形成するためのごみ減量化の手法」 2 更なるごみ減量に向けた生ごみ処理方法の検討 川口市の一般家庭からの一般廃棄物の組成として厨芥類が40.83%を占めている。 (19頁)</p> <p>2-5 更なるごみ減量に向けた生ごみ処理方法（20～24頁） (1) 生ごみのひとしぼり運動の推進 (2) 家庭で行っている生ごみ減量化の知恵を募集 (3) 水切りネット等の使用促進 (4) 生ごみの堆肥化 生ごみ処理機の活用支援や、生ごみを堆肥化する拠点の設置や、家庭で作られた堆肥の回収を実施し、市内造園業の組合や、公共施設での使用を検討する。 (5) 生ごみの資源化に関する情報収集・研究等 焼却により灰として最終処分場に埋め立てる最終処分量の更なる減量を図るため、堆肥化に適さない生ごみを集めてメタンガスを製造して燃料として利用し、更にガス製造後の残さについても適正処理が可能な、バイオガス施設の調査・研究を行う。</p> <p>以上の如く、国及び、川口市の他条例等の方向付けにあるように20年以上を見据えたごみ処理のあり方は、リサイクル、又はエネルギー化に向かっていると結論が出ていると言って過言ではありません。国（環境省）は、生ごみを資源物ではなく、焼却物としていますが、日本全体に対する基本方針としては現状致し方ないでしょうが、</p>	

No.	該当箇所	ご意見	回答
		<p>環境省の諮問委員会では、資源物としての扱いを真剣に議論しています。</p> <p>一方、市町村では独自の判断で資源化の取り組みが散見されるようになりました。5万人以下の市町村では、主に堆肥化を選択し、それ以上ではエネルギー化（メタン発行）を選択し、副産物の液肥の有効活用をおこなっています。</p> <p>関東圏の茨城県土浦市（人口 140,000 人）では、一般廃棄物の生ごみを市民の分別協力を得て、日量約 22 トンをメタン発酵施設（日立セメント）に委託処理しています。</p>	
2	<p>本編 2 2 頁 第 3 章 第 4 節 4 - 2 ②</p>	<p>&lt;以降（No. 3～No. 1 2）のコメントも、ごみ分別を検討するとした方向を踏まえた内容です。&gt;</p> <p>処理方式の選定にあたっては、<u>ごみ分別の議論を踏まえ焼却処理と併せて生ごみや木くず等の廃棄物系バイオマスを利活用するメタンガス化や堆肥化なども検討する必要があります。</u></p> <p>（下線部：追記）</p> <p>[理由]</p> <p>20 年先の川口のごみ処理行政を思考しごみ分別の議論無くして、メタン化、堆肥化の検討などできません。</p>	<p>本構想は、上位計画である第 6 次一般廃棄物処理基本計画に定めるごみの分別区分を踏まえて策定を進めています。</p> <p>このため、ご指摘の事項については、原文のままの表記といたします。</p> <p>なお、本構想で比較対象とした処理方式は、戸塚環境センターにおいて採用可能かという観点から、本編 2 5 頁の第 4 章に定めた施設整備の基本方針に基づき検討したものであり、ごみの分別区分の議論を踏まえたものではありません。</p>
3	<p>本編 2 5 頁 第 4 章</p>	<p>方針 4 循環型社会形成へ貢献できる施設とします</p> <p><u>ごみの非焼却化への道筋を模索し、ごみ減量化、CO<sub>2</sub>削減、コスト低減を目指します。</u></p> <p>（下線部：追記）</p>	<p>焼却対象となるごみの減量に関しては本編 2 5 頁の第 4 章の方針 4、CO<sub>2</sub>削減に関しては同章の方針 5、また、コスト低減に関しては同章の方針 3 に、それぞれ包括的に記述しています。</p> <p>このため、ご指摘の事項については、</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
		<p>[理由]</p> <p>第4節 施設整備の課題 4-2、4-6 等で示された検討課題をしっかりと基本方針に示すべきです。</p>	<p>原文のままの表記とします。</p>
4	<p>本編25頁 第4章</p>	<p><u>方針5 迷惑施設から地域のまちおこしの発想で整備を目指します。</u></p> <p>(下線部：追記)</p> <p>[理由]</p> <p>迷惑施設との発想から脱却して、地縁団体を中心に地域の人々及び周辺の市民が集う場づくりを模索します。予熱を活用した温泉施設、及び障害者就労の場として野菜工場を併設し、野菜直売場、レストランを併設する内容です。</p>	<p>ご指摘の事項については、本編25頁の第4章方針6に包括的に記述していることから、原文のままの表記とします。</p> <p>なお、具体的な整備内容については、施設周辺の住民の皆様のご意見や類似施設の設置状況を踏まえて、来年度、川口市戸塚環境センター基本計画の策定を進める中で検討します。</p>
5	<p>本編26頁 第5章 第1節 1-1①</p>	<p>このため、新たな一般ごみ処理施設では、<u>ごみ分別など、環境対策を考慮した議論等を踏まえた結果</u>処理方式を現状と同じ「焼却処理方式」として整備します。</p> <p>(下線部：追記)</p> <p>[理由]</p> <p>①の冒頭で示された、他方式の中からどの様に現状と同じ方式としたかという点において説明不足です。</p>	<p>一般ごみの処理方式は、本編25頁の第4章に定めた施設整備の基本方針に基づき検討し、その結果を資料編1～2頁に整理いたしました。</p> <p>この結果について、本編26頁第5章第1節1-1①の文中4行目から6行目において、『「焼却処理方式」は、本市のごみ分別区分や施設規模、戸塚環境センターの敷地条件等を前提とした場合、安全性や安定性、経済性、さらに、災害時における防災拠点としての機能面において、他の処理方式よりも有利であると考えられます。』と記載</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
			しております。 このため、ご指摘の事項については、原文のままの表記とします。
6	本編 2 8 頁 第 5 章 第 4 節 4 - 1 ②	<u>今後は非焼却の方向性を模索することにより、処理残さの減少を検討</u> <u>します。</u> (下線部：追記)  [理由] 第 4 節 施設整備の課題 4-2、4-6 等で示された検討課題をしっかりと基本方針に示すべきです。	一般ごみの処理方式は、「本編 2 6 頁 第 5 章第 1 節 1 - 1 ①」において、焼却処理方式とすることを結論付けているため、「本編 2 6 頁第 5 章第 1 節 1 - 1 ②」から「本編 3 0 頁第 5 章第 9 節 9 - 1 ①」までの各項目は、焼却処理方式を前提記載しています。 このため、ご指摘の事項については、原文のままの表記とします。
7	資料編 1 頁 第 1 節 表 1「焼却処理」の 「施設整備の基本 方針との対応」欄	<u>方針 5 <u>ごみ焼却の大幅な削減ができない現状、低炭素社会構築への</u></u> <u>寄与が図れない。(×)</u> (下線部：修正)  [理由] 焼却設備は理想的な循環型の社会が成立しても最小限必要なものであり高効率の排熱回収したとしても低炭素社会構築への寄与とはならない。正直に表現すべきである。	焼却処理施設は、ごみを焼却し発電を行うことで、火力発電所における化石燃料の使用量削減が見込めるため、低炭素社会構築へ寄与しているものと考えます。 このため、ご指摘の事項については、原文のままの表記とします。 なお、焼却処理施設における CO <sub>2</sub> 排出量の 97% はプラスチック類の焼却によるものです。本市は最終処分場を保有していないため、リサイクルできないプラスチック類については焼却処理する必要があります。焼却処理施設

No.	該当箇所	ご意見	回答
			<p>は、プラスチック類の焼却に伴いCO<sub>2</sub>を排出するものの、発電等のサーマルリサイクルを行うことで、他所のエネルギー製造に伴うCO<sub>2</sub>排出量の削減を図っています。</p>
8	<p>資料編 2 頁 第 1 節 表 1 「メタンガス化」の「施設整備の基本方針との対応」欄</p>	<p>方針 1 <u>昨今自治体での導入が散見されるものの、導入実績が少ない。</u> (△) (下線部：追記)</p> <p>[理由] 他の自治体の動向等を見据えているとの表現が適切であります。</p>	<p>方針 1 については、他の地方公共団体の動向にかかわらず、本市が安全性を確信できるだけの導入実績があるか否かとした観点で記述しています。</p> <p>このため、ご指摘の事項については、原文のままの表記とします。</p> <p>なお、メタンガス化施設については、焼却処理施設と比べて、本市が必要とする規模の施設の導入事例が非常に少ないため、評価を△としています。</p>
9	<p>資料編 2 頁 第 1 節 表 1 「メタンガス化」の「施設整備の基本方針との対応」欄</p>	<p>方針 2 <del>メタン発酵に適さない一般ごみの処理施設が別途必要となる。</del> 菌による発酵処理であるため安定性にやや欠ける。(△) (二重線部：削除)</p> <p>[理由] メタン発酵を選択する時は、ごみ分別されることが前提となり、その分ごみの減量（生ごみであれば約 20～30%）されるため、既存の焼却施設で充分となります。</p>	<p>新たな一般ごみ処理施設として、メタンガス化施設を選択した場合でも、メタンガス化後の発酵残渣については焼却処理等が必要であり、朝日環境センター単独ではごみ処理能力が不足します。</p> <p>このため、ご指摘の事項については、原文のままの表記とします。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
10	資料編 2 頁 第 1 節 表 1 「メタンガス化」の「施設整備の基本方針との対応」欄	<p>方針 3 <del>別途処理施設を併設する場合、建設費、維持管理費とも高くなる。</del><u>メタン発酵残渣（液肥）の活用が図れず、液肥の水処理施設が余分に必要となり、経済性に欠ける。</u>（△）</p> <p>（下線部：追記、二重線部：削除）</p> <p>[理由]</p> <p>抹消部分：メタン発酵を選択する時は、ごみ分別されることが前提となり、その分ごみの減量（生ごみであれば約 20～30%）されるため、既存の焼却施設で充分となります。</p> <p>追加部分：メタン発酵のイニシャルコストの共通課題です。</p>	<p>新たな一般ごみ処理施設として、メタンガス化施設を選択した場合でも、メタンガス化後の発酵残渣については焼却処理等が必要です。朝日環境センター単独ではごみ処理能力が不足するため、別途処理施設の整備が必要となり、その結果、焼却処理施設を単体で設置するよりも建設費と維持管理費が増加します。</p> <p>このため、ご指摘の事項については、原文のままの表記とします。</p>
11	資料編 2 頁 第 1 節 表 1 「メタンガス化」の「施設整備の基本方針との対応」欄	<p>方針 7 <del>メタンガス化施設単体ではすべての可燃性災害廃棄物を処理できない。</del>（△）<u>メタンガスを市独自に確保できることになり、災害時の拠点として資するものとなる。</u>（○）</p> <p>（下線部：追記、二重線部：削除）</p> <p>[理由]</p> <p>抹消部分：メタン発酵を選択する時は、ごみ分別されることが前提となり、その分ごみの減量（生ごみであれば約 20～30%）されるため、既存の焼却施設で充分となります。</p> <p>追加部分：理由のコメントなし</p> <p>（※）メタンガス化の表では、「施設整備の基本方針との対応」のみ記しましたが、他の箇所の適切な添削が必要です。</p>	<p>新たな一般ごみ処理施設として、メタンガス化施設を選択した場合でも、メタンガス化後の発酵残渣の処理等が必要であり、メタンガス化施設単体では災害廃棄物の処理に支障がでるものと考えます。</p> <p>このため、ご指摘の事項については、原文のままの表記とします。</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
12	—	<p>●総括</p> <p>冒頭で当審議会の立ち位置（No. 1 の理由）について、提言しました。不本意ながら、基本構想の審議会の日程からは、行政としての思惑ありきで推進していると断ぜられを得ません。</p> <p>環境省は技術面、資金面で、バイオマス利活用で積極的な取組の市町村をバックアップしており、特に資金面ではリサイクルプラント等に1/2の交付金をつけています。市町村の負担は、単純焼却施設と「バイオマス施設+焼却施設」のハイブリッド型と比較しても大きな差がなくなります。このように、先進事例を参考とした市町村の計画が全国に広まってきている実態があります。</p> <p>更に、京都市のバイオマス施設では、生ごみの分別が原則であるものの、市民の分別の協力が困難との判断で「一般ごみ」を従来通りの分別内容とし機械式で、自動選別を行う仕様としており、都市型の一つの事例となっています。</p> <p>さて川口市としては、施設更新の好機にどうするかが課題となります。そこで、西棟跡地の活用です。当案では、具体策は一切触れていません。このスペースをどの様に活用するのかの率直な議論を是非共、基本構想で次期に向けた課題として整理しなければなりません。</p> <p>その一つとして当案では、「バイオマス施設+焼却施設」のハイブリッド型の検討項目がありません。他市の事例では、このハイブリッド型とした必要面積は単純焼却と比較して規模によって異なりますが101～140%UPです。すなわち、西棟の面積を加えれば十分な面積となります。そして環境省の条件をクリアすれば1/2の交付金も視野に入れます。是非とも、これらの課題の可能性を検討し、審議会での議論を強く求めます。</p>	<p>ご意見にある「バイオマス施設」とは、本構想中の「メタンガス化施設」に該当します。</p> <p>メタンガス化施設は、焼却処理施設と比べて、本市が必要とする規模の施設の導入事例が少なく、菌による醗酵処理であるため安定性にやや欠けます。また、焼却処理施設を併設する場合は、焼却処理施設を単独で運営する場合と比べて経済性が劣ります。</p> <p>このため、「メタンガス化施設+焼却処理施設」のハイブリッド方式であっても、資料編2頁「メタンガス化」の「施設整備の基本方針との対応」欄の方針1から方針6までの評価に変わりはなく、戸塚環境センターに導入する処理方式は焼却処理が最も適していると考えます。</p> <p>ごみ処理施設は、周辺の環境や敷地条件など、各市町村等の地域の実情に合わせて整備を行うことが必要であると考えております。</p> <p>より良い施設の整備を目指してまいりますので、今後ともご協力をよろし</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
		<p>生ごみ処理のあり方の基本となっているのは、「環境省は、生ごみは焼却物であり、有価物ではない。」でないとい貫して説明を受けていましたが、環境省（環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）では、「市町村が何の資料をみて資源物でないと言っているのか分からないが、3Rの中でリサイクルの推進を強く求め、交付金も増設する中、近年その先進事例が広がり、その流れから検討している市町村があるので、その考えが事実ならば困ったものです。」との主旨の発言があったことを申し添えておきます。</p> <p>繰返しになりますが、将来に禍根を残さないよう、生ごみ処理行政の在り方について、関連部署が一丸となって庁内議論を深めて頂き、審議会に反映されんことを切望いたします。</p> <p>資料の内容にも言及しました。内容的に間違っているとは申し上げませんが、都合の良い様に整理されており、私の目線からは大いに違和感があります。</p>	<p>くお願いいたします。</p>
13	—	<p>ごみの処理について現状が推移するであろうとのこと、ほぼ同じ規模の焼却処分場ということで理解致しました。</p> <p>国の方針でもあるかと思いますが、川口市も循環型社会を形成していくこうという考えなのかと思います。</p> <p>ならびに、新施設が地域に開かれたものにしたいとも読み取りました。</p> <p>焼却は経済的な面からみて妥当なのは納得しております。しかしながら、焼却施設は当然ながら永続的なものではなく、30－40年が寿命と聞いています。そのたび、巨費がかかりますし、地球温暖化への影響も考えられます。</p> <p>焼却と併せて、生ごみ・木くずの廃棄物を利用したバイオマス・メタ</p>	<p>本市では、生ごみの減量に向けて、水分を減らしてから生ごみを排出する生ごみのひとしぼり運動、食品ロス削減等に関する啓発、生ごみ処理容器の購入支援等を実施しています。また、木製等ごみのリサイクルに向けて、植木等の緑化産業を地場産業とする本市の地域特性を活かし、木質バイオマスの活用する企業誘致等の促進を図っています。</p> <p>このような生ごみの減量や木くずの</p>

No.	該当箇所	ご意見	回答
		<p>ンガス化・堆肥化の検討もぜひお願いいたします。例えば、給食残渣などは、市内の学校から提供してもらえれば、かなり品質の一定したよいものが得られると思います。それだけではなくて、地域とのつながりということも生まれます。</p> <p>私論ですが、なるべく土に帰るものは帰してあげる。循環型社会を目指すことで、ごみでなくなるものも増えると思います。(リサイクルはコストがかかるので、本当に最終手段として考えるべきと思います) できることから少しずつ、循環型社会を目指せるような施設を作ってくださいること、期待しております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>	<p>リサイクルとした各種取り組みを今後とも推進するとともに、廃棄物系バイオマスを活用する方法について調査研究してまいりたいと考えています。</p> <p>本構想では、戸塚環境センターに焼却処理施設を整備することとしておりますが、整備にあたっては、本編25頁の第4章に掲げる7つの施設整備の基本方針を念頭に、より良い施設の整備を目指してまいります。</p>